

# 入札説明書

## 1 公売の方法

期間入札とする

2日以上の連続した入札期間内に入札書の提出を行わせた後、開札期日に開札を行う

一部「複数落札入札制」とする

同一品目で複数個ある物品については、希望する数量及び単価を入札する。

※同価の入札が2人以上あった場合は、入札数量の多い者を先順位の入札者とし、また、

入札数量が同量であったときは、くじにより先順位の入札者を定める。

## 2 公売財産

公売財産一覧のとおり

## 3 公売等の月日及び場所

公売の月日等（入札書提出）

公売開始月日 令和7年12月16日

公売締切月日 令和7年12月19日

公売の場所 羽幌町役場財務課税務係

開札の日時等（最高価額申込者の決定）

開札の日時 令和7年12月22日 10時

開札の場所 羽幌町役場 4階 大会議室

買受代金の納付等

納付期限 令和7年12月22日

納付場所 羽幌町役場

売却決定の日等

売却決定の日 令和7年12月22日

売却決定の場所 羽幌町役場 4階 大会議室

※追加入札があった場合などにより変更となる場合もあります。

## 4 入札方法

公売開始月日から公売締切月日の間に、入札書を入れた入札書提出用封筒に封をして、公売場所にて換価事務担当者へ直接手交する。

入札書は羽幌町ホームページ及び羽幌町役場財務課税務係より取り寄せることとし、入札書提出用封筒は作成例を参考に入札者が用意すること。

入札する際には、入札者の身分証明（マイナンバーカードや運転免許証等）を提示すること。なお、代理人が入札する場合は、委任状及び代理人の身分証明を提示すること。

一度提出された入札書は、引換え、変更又は取消は出来ません。

共有する目的で複数の入札者が共同で入札する場合は、その旨明記した入札書を作成し、各人の持ち分について付記し、代表者を選定して、「共同入札代表者の届」（任意様式）を入札に先立って提出すること。

法人が入札する場合は、実際に入札手続きをする者の役職及び氏名を入札書に記載するものとし、代表権を持たない社員等が入札する場合は、代理入札と同様に委任状を提出すること。

## 5 開札について

開札にあたり、入札された方の立ち合いを求めますが強制するものではありません。

開札の結果、決定した最高価申込者については、開札会場で氏名及び入札額を告知します。会場内に、最高価申込者がいない場合は、別途、本人へも通知します。

なお、開札の結果、最高価額の入札者が2名以上あるときは、開札終了後、直ちにその場で追加入札するものとするが、追加入札すべき者がその場にいない場合は、期日入札の方法によりその時から14時まで入札を実施し14時に開札を行い、最高価申込者を決定することとする。なお、追加入札をしてもなお、入札価額が同じであるときは、くじにより最高価申込者を決定することとし、その際に、くじ引きする者がその場にいない場合は、換価事務担当者が代理によりくじ引きするものとする。

※今回の公売については、次順位買受申込者は設定しません。

## 6 買受代金及び財産の引渡について

最高価申込者は開札後に直ちに納付していただきます。納付後、買受人へ直接財産を引き渡し、「公売財産引渡確認書」を徴します。